2019年度
第3回業務委員会
資料2-1

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第９回）審議概要

１．日 時 ２０１９年８月２日（水） １０：００～１１：１５

２．場 所 経済産業省　地下講堂

３．出席者＜委員＞

山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、橘川委員、草薙委員、武田委員、
二村委員、又吉委員、松村委員、山野委員

＜オブザーバー＞

佐藤 美智夫　東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長
沢田　聡　一般社団法人日本ガス協会　専務理事
戸出　繁　国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部
ガス事業企画ユニット ジェネラルマネージャー
中島 俊朗　石油資源開発株式会社 執行役員 経営企画部／広報IR部担当役員
補佐
冨士元 宏明　ＪＸＴＧエネルギー株式会社 リソーシズ＆パワーカンパニー
ガス事業部長

＜経済産業省＞

下堀ガス市場整備室長、月舘ガス安全室長 他

４．議事次第

1. 開会
2. 説明・討議
 ⑴ 二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準に関する検討
 ⑵ ＬＮＧ基地の第三者利用に関する検討
 ⑶ スタートアップ卸に関する受付窓口設置状況
 ⑷ ガス小売営業に関する指針（改定案）
3. 閉会

５．議事概要

事務局より資料説明後、自由討議

議題１

＜二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準に関する検討について＞＊１

- 17年～19年の3年間について、全国ガス需要の増加率に相当する4.5%（年1.5%×3年）を上限値としているが、6月5日のガスＷＧ時点では、二重導管により２億４０００万㎥３件の需要が獲得されたが、上限に達した供給区域はないと報告された。

- 20年以降の二重導管規制について
 ① 一般ガス導管事業者の供給区域ごとに、06年～18年度のネットワーク需要の「年平均伸び率」ａ％を算定し、３年分（年平均ａ％×３年）を20～22年度３年間の上限量（獲得可能量）とする。
 ② 23年以降も最新データを基に３年ごとに上限を設定する。
 ③ 前期間の獲得可能量の余剰は繰り越さない。
 ④ 新たな期間の半年前（9月末）までに獲得可能量を国が求めに応じて新規参入者に開示する。

- 20～22年度の３年間は現時点で制度が決まっていないこと、需要が伸びていない区域では獲得可能量がゼロになることなどから激変緩和措置を検討していく。具体的な案としては、新しい算定方式による上限値が、17～19年度の上限量（4.5%）の残余分より少ない区域では、今回限定で残余分を上限量とする。なお、都市ガス大手４社ごとの06～17年度のネットワーク需要の伸び率は、単純平均で最大1.43%、最小▲0.29%となっている。

- 多くの委員がエネ庁案を適切としつつ、あるオブザーバーは激変緩和措置については「ある程度理解できるが非常に厳しい措置」と言っており、ネットワーク需要の伸びがマイナスの事業者もあり、需要の伸びを上回って既存需要離脱を許容するケースが生じるので「20～22年度に限定してほしい。」と念押しした。

- 伸びの全量に相当する既存需要が二重導管に取られる可能性があるため、上限量について十分検討するよう事務局に依頼した。

議題２
＜ＬＮＧ基地の第三者利用に関する検討について＞

- 小規模ＬＮＧ基地とサテライト基地の利用ニーズ調査では、第三者利用が義務付けられている２０万kℓ以上のＬＮＧ基地に準じた利用促進策を検討すべきか判断するために調査を行った。電力会社等４１社が回答したが、２０万kℓ未満のＬＮＧ基地の利用ニーズは０件であった。また、サテライト基地は２件あったが「今後の事業展開を見据え利用を具体的に検討する可能性」にとどまった。

- オブザーバーからＬＮＧ基地に第三者利用義務が課されているのは、投資額の大きさや土地確保の難しさから新規参入者による整備が困難であるからと指摘。サテライト基地は新規参入者でも建設が比較的容易であり、検討にあたっては基地保有者の事業運営に支障を来さず、建設インセンティブを損なわないよう留意していただきたいとの発言があった。

議題３
＜スタートアップ卸に関する受付窓口設置状況について＞

- 新規参入者支援のための「スタートアップ卸」について、関係する都市ガス９社が７月３１日までに受付窓口を設置し、自社ホームページに掲載した。

議題４

＜ガスの小売営業に関する指針ついて＞

- 需要家代理モデルの留意点を追記した「ガス小売営業に関する指針」の改正案の報告があった。

６．次回、１０／２９（火）１５：００～　場所については後日ご案内する。

以上

＊１　二重導管規制について

電力会社等が自社の導管を使い未熱調ガスなどを需要家に供給する「特定ガス導管事業」に対して、一般ガス導管事業者の供給エリアでの供給に一定の制限をかける制度。

一般ガス導管事業者の既存需要を多く奪うと託送料金の値上げにつながり一般需要家の利益を阻害する可能性がある。

一方で、二重導管は、大口需要家向け供給で競争を促進し一般ガス導管事業に効率化努力を促すほか、未熱調ガスなど安いガスを供給することで産業競争力強化に寄与するとされ、託送料金の値上げにつながらない範囲の上限量を設けている。

経済産業省

2019年度
第3回業務委員会
資料№2-2

二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準に関する検討

２０１９年8月2日

資源エネルギー庁

第８回ガスWGでの議論概要　1/2

- 第８回ガスWGでは委員等から、二重導管規制に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

現行制度の実績評価について

- 2020年以降の新制度を考える際には、現行のルールが妥当だったか否かということを、虚心坦懐に検証すべき。獲得需要規模が想定されたほど伸びていないが、2017年度の実績値も早く出してもらいたい。
- 全国一律ではなく地域ごとに、今回の制度によって需要がどの程度伸びてきたのかというところを明確にした上で議論を開始したほうがよい。また、制度設計によって託送費用を上げない、ということを前提としておかなければならない。本来託送費用が下げられたのに、逸失利益が発生しないかどうか、という点も議論する必要がある。
- この３年間で、託送料金及び逸失利益はどういう動きを見せたのか、データを示されたい。また、スイッチングが起きていないところでガス料金の低下という形でメリットが現れているところはないか。
- 導管総延長の延伸によってどの程度ガス量が増加したのか。4.5%以上需要量が増えているのであれば超過分は競争原理にさらす。導管の総延長よりも、ガスの需要量の増加が、重要な判断材料になり得ると考えるため、当該データを長期的に、時系列で出していただきたい。

ネットワーク需要の4.5%という数字について

- 未熱調ガスは、小売競争の活性化、顧客選択肢の拡大、産業競争力強化の観点から需要家への大きなメリットが潜在的にある。4.5%は新規参入者が営業の予見性を高めるための残量開示の基準あるいは目安にとどめ、4.5%を超える需要に対しても本当に託送料金が値上がりする状況でなければ、需要の獲得を許容するという考え方もあるのではないか。【オブザーバー】

繰り越し可否について

- 繰り越し可否については、新規参入者の予見可能性に十分に配慮して制度を設計していただきたい。特に、上限の引き下げは著しく予見可能性を損なうこととなるため反対。追加の検討事項の書きぶりから予想される事務局案は合理的になると考えられる。繰り越し可否については、①4.5%に対応するものを認めた上で、今後３年間の積み増し部分はエリアごとの需要で見る、②4.5%を下回らない限りにおいて、エリアごとの伸び率を2017年から３年と、2017年から６年で計算した値のうち大きい方をとるという選択肢もあると考える。

第８回ガスWGでの議論概要　2/2

- 第８回ガスWGでは委員等から、二重導管規制に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

2020年以降の制度設計について（総論）

- 新規参入者の予見可能性を確保するためにも、獲得可能量の残量開示の仕組みはしっかりと作るべき。新規参入者が国に質問し、国が回答する形がよいのではないか。
- ３年前から主張されていたことだが、３年間は暫定的に規制をかけたとしてもその後は規制しないで自由にやる、という選択肢、即ち上限を設定せず、利益阻害性があることが確実な場合のみ例外的に規制をかけるという選択肢も議論すべきではないか。熱量バンド制が導入され、未熱調のガスを別導管で流すとことの意義が小さくなるのであれば、未熱調のガスを流すための導管投資に一定の規制をすることは合理的。他方、バンド制を採用しないのであれば、上限撤廃を検討してはどうか。
- 2020年度以降の二重導管規制については、一般ガス導管の需要の拡大が、特定ガス導管事業だけの恩恵になるのではなくて、一般ガス導管をお使いの多くのお客様の託送料金やガス料金の低減にもつながる仕組みとなるよう、検討してほしい。【オブザーバー】
- 2020年以降、制度を有限でチェックするのか、無限に変えないでおくのか年限の設定を議論すべき。
- 追加検討事項の事務局案に異論はない。既存導管から供給を受ける需要家の利益阻害性に関して、エリアごとの実態を反映した既存需要家側への影響を検証し、許容量の適性を担保することが重要。また、需要の伸びと獲得可能量がパラレルで動く場合に、導管投資インセンティブをそがないための配慮も必要。
- 追加検討事項の事務局案に異論はない。需要家の利益阻害性の有無は、託送料金の値上げが行われるか否かという点に限った話なのか、もう少し広く考えるべきなのかの検討が必要。
- ３年前に二重導管規制は日本全国にガス導管網を増やしていくための手段として位置づけるという視点もあった。３年前に国として延伸率の目標をどう考えていたか、今後の需要に関して国としてどのような目標を掲げているかということも示していただきたい。

二重導管規制の見直しの前提の議論

- 第８回ガスWGでは委員から、二重導管規制の見直しを具体的に議論する前に、現行制度を暫定的に３年間運用した後は、需要家の利益阻害性の判断基準である3年で4.5%という上限規制を撤廃し、二重導管の敷設を規制せず、利益阻害性があることが確実な場合に限り例外的に規制の対象とするという選択肢についてまず議論すべき、という意見が示された。
- 二重導管規制の趣旨は、既存導管網の効率的活用を図り、一般ガス導管事業者の供給区域内の導管利用コストの上昇を抑制するとともに、効率的な導管網形成を促すことにある。
- 二重導管規制を撤廃するという選択肢を採用した場合、託送供給不可能ガスを供給するための特定ガス導管敷設の投資を促進することとなる。これにより、既存導管網の需要が脱落し、既存導管網の稼働率が低下することが考えられ、結果として、一般ガス導管事業者の供給区域内の導管利用コストの上昇や、既存需要家の利益阻害につながる蓋然性が高まると考えられる。そのため、一定の規制を設けることが適切ではないか。
- また、現在、本WGにおいて、熱量バンド制の導入是非に関する議論を継続していることから、その動向等にも留意しつつ、2020年度以降の二重導管規制の内容について検討を深めることとしてはどうか。

【第８回WGにおける松村委員ご発言】

まず、事務局の整理ですが、論点がこう出されているのですが、私は重要なオプションが一つ抜けているのではないか。それを採用するのがいいかどうかは別として、３年前のときにも言われた、今もオブザーバーの方がおっしゃったのはそういうことなのかも知れないのですが、そもそも規制は、３年間は暫定的でやったとしても、その後はもう規制しないで自由にやらせるという選択肢。つまり、上限を設けるのは止めて、利益阻害性が本当にあることが確実なときだけ例外的に止めるというルールだってあり得ることは、３年前の時点でも議論されていた。そうすると、ここで持ち越すかどうかだとか、情報を開示するかどうかということ、もしそのオプションをとるのだとすると、ほとんど無意味になると思います。これは少なくとも一つの選択肢としてはあり得る話だし、それは３年前から主張されていたことだと思います。

現行制度の実績評価について 1/3（事業者ごとのネットワーク需要の伸び率）

- 前回のＷＧにおいて委員から、「全国一律ではなく地域ごとに二重導管規制によって需要がどの程度伸びてきたのかを明確にした上で議論を開始したほうがよい」と意見があったところ、平成28年度までの全一般ガス導管事業者の需要の伸び率（対前年比）及び平成30年度までの大手4者ごとの需要の伸び率（対前年比）は下記の通り。

年度ごとにみた全一般ガス導管事業者のネットワーク需要の伸び率（%）

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
6.86	▲3.64	▲1.33	5.03	2.35	0.73	0.94	1.12	▲1.12	2.74	

※ 第30回ガスシステム改革小委員会資料３と同様に、ネットワーク需要（連結託送量も含む）をもとに計算。　　出典：ガス事業生産動態統計調査

年度ごとにみた大手４者ごとのネットワーク需要の伸び率（%）

	H18年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
Aガス	6.56	▲3.31	▲3.23	2.29	2.37	3.20	2.24	5.61	▲0.62	1.99	1.23	▲1.17	
Bガス	1.54	▲5.78	▲2.39	3.88	4.27	▲1.76	0.04	▲3.22	▲2.37	7.13	▲0.34	▲4.43	
Cガス	5.20	▲6.74	▲1.55	7.57	0.69	▲0.15	0.86	▲0.88	▲2.80	2.24	3.07	▲1.50	
Dガス	4.03	▲4.66	▲0.38	5.80	▲0.48	0.28	2.52	2.03	▲3.05	▲0.09	4.19	▲2.43	

※ 個社提供データを元に資源エネルギー庁にて作成。
※ ネットワーク需要（連結託送量も含む）をもとに計算。

【供給区域ごとの平均伸び率（年）】

Aガス	1.43%
Bガス	▲0.29%
Cガス	0.50%
Dガス	0.65%

※ 具体的な伸び率の計算方法は、p14「ネットワーク需要の算定期間」で検討事項例として挙げている通り、今後詳細な検討を進めることとする。左表の伸び率は今回の議論のために試算した参考値。

現行制度の実績評価について 2/3（新たな導管の敷設による逸失利益について）

- 二重導管規制は、特定ガス導管事業の供給地点が一般ガス導管事業者の供給区域に含まれる場合に、当該特定ガス導管事業によりガスの使用者の利益が阻害されるおそれの有無を国が審査し、おそれがあると認められる場合には、特定ガス導管事業の届出内容に係る変更又は中止の命令を可能とする制度である。
- このような特定ガス導管事業を認めない場合、ネットワーク需要の伸びが一般ガス導管事業者の託送料金の値下げ原資となり、これが当該供給区域内の需要家の利益を増進するという考え方もあり得る。
- しかしながら、現在の制度は、第30回ガスシステム改革小委員会において、

 ①大口需要家の獲得競争を促進し、旧一般ガス事業者の小売部門を含むガス小売事業者の一層の効率化を進展させることによる、直接の恩恵を受けない小口需要家への低廉なガス供給の実現

 ②低廉な託送供給不可能ガスの大口需要家への供給を実現することによる我が国の産業競争力強化

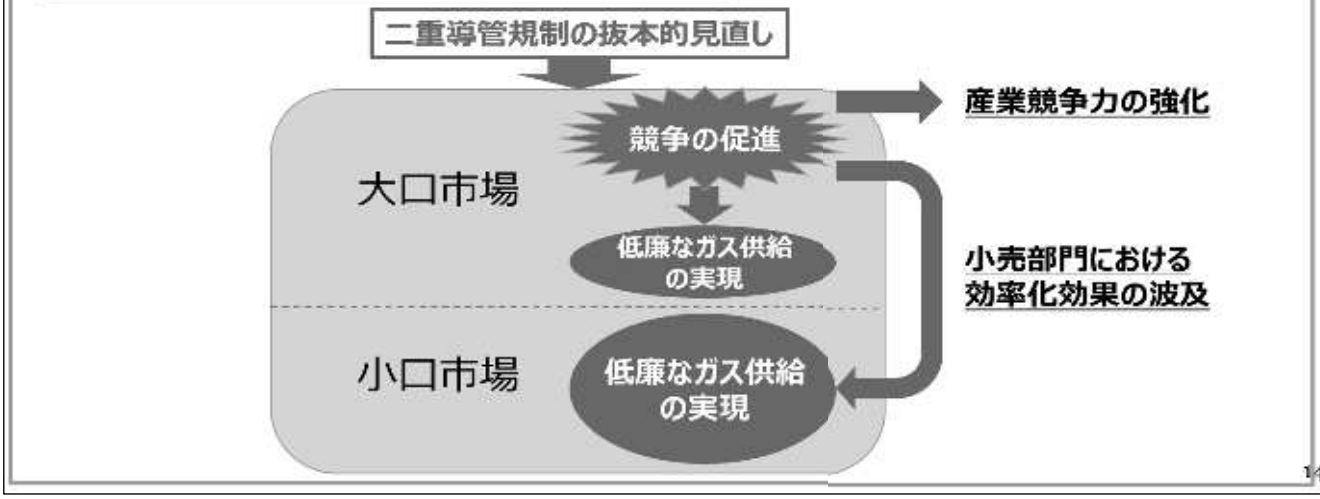
 の達成を目的として設計されたものである。
- 現行の運用においては、「需要家の利益阻害」である託送料金の値上げが行われないことを前提に判断が行われ、実際に需要が獲得された供給区域において託送料金の値上げはなかった。今般の制度見直しにおいても、その前提を維持しつつ、上記①及び②の達成を目的として、需要家の利益を増進していくのはどうか。

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5　事務局資料より抜粋

1②　二重導管規制の抜本的な見直しによって達成すべきものについて

- 二重導管規制に係る変更命令・中止命令の現行の判断基準については、これを抜本的に見直すこととしているが、これによって**達成すべきものは以下のとおり**である。
 - ①需要家の利益を阻害しない範囲内で、**大口需要家の獲得競争を促進し、現在の一般ガス事業者の小売部門を含むガス小売事業者の一層の効率化を進展させる**ことにより、二重導管規制の見直しに伴う直接の恩恵を受けない**小口需要家に対しても低廉なガス供給がなされること。**
 - ②**低廉な託送供給不可能ガスを必要としている大口需要家に対して当該ガスの供給が実現**することにより、**我が国の産業競争力を強化すること。**

二重導管規制の抜本的見直しによる効果のイメージ



14

6

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5　事務局資料より抜粋

1③　需要家の利益阻害の考え方について

- 前述のとおり、第26回の本小委員会においては、**都市ガス大手３社のネットワーク需要**については、**今後も毎年度、１％超の伸びが想定される**ことから、**ガス導管事業者は毎年度、ネットワーク需要の一定割合（例えば、１％の半分である0.5%）に相当する「既存需要」を獲得することを認めることを提案**したところ。
- 他方、以下の理由により、**「ガス導管事業者は、ネットワーク需要の伸びの半分に相当する既存需要しか獲得できない。」という考え方**については、これを**採用しない**こととしたい。
 - ①前頁でお示ししたとおり、二重導管規制の見直しにより、**大口需要家の獲得競争が促され、現在の一般ガス事業者の小売部門を含むガス小売事業者の一層の効率化が進展すれば、全ての需要家の利益が増進される**ことになること。
 - ②**「需要家の利益阻害」とは、託送料金の値上げが実際に行われることと考えるべき**であるところ、**ガス導管事業者が、ネットワーク需要の伸びに相当する既存需要を獲得したとしても、理論上は託送料金の値上げが行われることはない**こと。（注１）（注２）

（注１）託送供給不可能ガスに係る判断基準としては、新規需要であれば、ガス導管事業者による当該ガスの供給を何らの制限なく認めることとしたところであり、上記の考え方は、この考え方とも整合的である。

（注２）「ネットワーク需要の伸びの半分」という考え方を採用した場合、その伸びのうち、一般ガス導管事業者に帰属する部分が託送料金の値下げ原資となり、これが需要家の利益を増進するという考え方もあり得るが、今回の考え方は、上記①の効果を最大化させることにより、需要家の利益を増進していくというもの。

15

7

現行制度の実績評価について 3/3（小売料金への影響及び託送料金の推移）

- 現行制度開始（2017年４月１日）以降の時期における、新規参入者による特定ガス導管の敷設がそれぞれの供給区域で小売料金に与えた影響に関する各社のコメントは以下の通り。
- 現行制度開始以降、大手４者の託送料金は、大阪ガスが託送供給料金の平均約0.5%引き下げを実施したが（2019年）、その他３者においては託送料金の変動はなかった。

	各社のコメント
【A社】 旧一般ガス事業者	✓ 湾岸エリアで競合により価格値下げが進んでいるものの、内陸を含めた全体でも、それと同等以上に価格値下げが進んでいる。
【B社】 旧一般ガス事業者	✓ 二重導管規制緩和の影響により、供給区域内で、二重導管対象需要の方が著しく価格競争が進んだという事実はない。
【C社】 新規ガス小売事業者	✓ 現在特定ガス導管事業で供給を行っている需要家について、供給開始前後で値下げ効果が生じている。また、自営導管敷設域の近傍で競合し、結果的に失注した需要家についても同等以上の値下げ効果が生じていると推定している。
【D社】 新規ガス小売事業者	✓ 二重導管規制緩和対象需要家に対して、未熱調ガスによる入札を２年連続で実施している。需要家から「規制の緩和によりガス供給の競争力が高まっていることは確かであり、今後も規制緩和の拡大を希望する。」との意見があった。

2020年度以降の二重導管規制に関する検討事項

- 第８回WGで示した検討事項について、検討を深めることとしたい。

（参考）第8回ガス事業制度検討WG（2019年6月5日）資料５　事務局資料より抜粋

2020年度以降の二重導管規制に関する検討事項例

- 2020年度以降の二重導管規制の検討に当たっては、例えば下記の事項を投うこととしてはどうか。

例示済みの検討事項

①2017-2019年度間の獲得可能量の残余分の、2020年度以降への繰越可否

②需要家の利益阻害性に関する厳格な審査を前提とした、獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否

追加の検討事項例

③獲得可能量の残量開示の可否

- 現在は、特定ガス導管事業者等が公開情報から獲得可能量を推定しており、正確な獲得可能量とその残量を把握できていない。一部事業者からは、営業活動を円滑に進めるため、残量開示の仕組みを求める声がある。

④獲得可能量の設定を、全国一律ではなく一般ガス導管事業者の供給区域ごとにする妥当性

- 現行の全国一律設定方式だと、供給区域における実際の需要増以上に獲得可能量が設定される場合がある。

⑤獲得可能量の設定における連結託送供給量の取扱い

- 3年度・4.5%ルールのネットワーク需要の伸び率は、連結託送供給分も含んで算定されている。他方で、小売託送料金の算定式では、分母の需要量に連結託送供給量が含まれていない。

⑥供給区域外へ突出した導管需要の取扱い

- 供給区域内の導管網と一体で運用される、供給区域外へ突出した一般ガス導管事業者が特定ガス導管事業の用に供する導管（通称「ヒゲ導管」。）での託送供給量は、供給区域内の小売託送供給量と合わせて、小売託送料金の算定式の分母に計上されている。しかし、当該導管の供給地点は供給区域外にあることから、既存需要を獲得しようとする特定ガス導管事業の届出が行われても、当該届出がガス事業法上の変更・中止命令の対象とならないため、獲得可能量を超えた需要獲得が行われる可能性がある。

8

③獲得可能量の残量開示 ／ ④獲得可能量の区域設定

- **③獲得可能量の残量開示の可否**

➢ 現在は、特定ガス導管事業者等が公開情報から獲得可能量を推定しており、正確な獲得可能量とその残量を把握できていない。一部事業者からは、営業活動を円滑に進めるため、残量開示の仕組みを求める声がある。

➢ 特定ガス導管事業者等の予見可能性を確保するため、獲得可能量の残量を開示することとしてはどうか。開示の方法としては、事業者が国に照会し、照会に応じて国が回答する形としてはどうか。

- **④獲得可能量の設定を、全国一律ではなく一般ガス導管事業者の供給区域ごとにする妥当性**

➢ 現行の全国一律設定方式を採用すると、一般ガス導管事業者によっては、供給区域における実際の需要増以上に獲得可能量が設定される場合がある。

➢ ガス事業法第72条第5項においては、「一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無に応じて変更・中止命令の可否が判断されることとなっている。また、託送料金は一般ガス導管事業者の供給区域ごとに算定することも認められている。

➢ これらを踏まえ、一般ガス導管事業者の供給区域ごとに獲得可能量を設定することとしてはどうか。

【ガス事業法抜粋】

(事業の届出)
第七十二条　(略)
２～４　(略)
５　経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。
６～９　(略)

⑤連結託送供給量の取扱い ／ ⑥供給区域外へ突出した導管需要の取扱い

- **⑤獲得可能量の設定における連結託送供給量の取扱い**

➢ 3年度・4.5%ルールのネットワーク需要の伸び率は、連結託送供給分も含んで算定されている。他方で、小売託送料金の算定式では、分母の需要量に連結託送供給量が含まれていない。

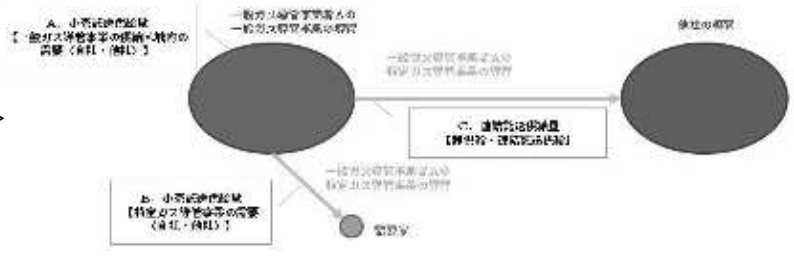
➢ 託送料金制度の算定方法と整合的にするため、獲得可能量の設定において、連結託送供給量はネットワーク需要に含めないこととしてはどうか。

- **⑥供給区域外へ突出した導管需要の取扱い**

➢ 供給区域内の導管網と一体で運用される、供給区域外へ突出した一般ガス導管事業者が特定ガス導管事業の用に供する導管（通称「ヒゲ導管」。）での託送供給量は、ガス事業法第47条に基づき供給区域内の小売託送供給量と合わせて小売託送料金の算定式の分母に計上されている。しかし、既存需要を獲得しようとする特定ガス導管事業の届出が行われても、当該届出がガス事業法上の変更・中止命令の対象とならないため、獲得可能量を超えた需要獲得が行われる可能性がある。

➢ 託送料金制度の算定方式と整合的にするため、獲得可能量の設定において、ヒゲ導管での託送供給量をネットワーク需要量に含めることを明確化してはどうか。また、獲得可能量を超えた需要獲得が行われた場合、当該届出はガス事業法上の変更・中止命令の対象とならないが、次に供給区域内で利益阻害性を判断する際に、すでに獲得された需要量として算定に含めることとしてはどうか。

＜導管網とガス供給量＞



②獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否

- **獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否**については、以下の理由から**認めないこととしてはどうか**。
 1.託送供給料金の上昇という形で当該供給区域内の需要家の利益を阻害する蓋然性が高まる
 2.託送供給料金が上昇しなかったとしてもより大きな逸失利益が当該供給区域内の需要家に発生する可能性がある
 3.2017～19年の運用実績として、累積獲得量が獲得可能量の上限に達した一般ガス導管事業者の供給区域が存しない
- また、「ガス導管事業者による直接のガス供給を認めては、当該一般ガス導管事業者が、託送料金の審査要領において求められる効率化努力を行った場合においても**託送料金が上昇することが見込まれる場合には、当該ガス導管事業者による直接のガス供給を認めない」という例外規定**も、供給区域ごとに獲得可能量を設定することとするのであれば、理論上は託送料金の値上げが行われる蓋然性が低くなることから、**認めないこととしてはどうか**。

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5 事務局資料より抜粋

ガス導管事業者による既存需要の獲得に係る新たな判断基準のイメージ

＜原則＞
小売全面自由化後３年度間で、ネットワーク需要の4.5%に相当する既存需要の獲得が可能。

＜例外＞
ただし、ガス導管事業者による直接のガス供給を認めては、当該一般ガス導管事業者が、託送料金の審査要領（注）において求められる効率化努力を行った場合においても託送料金が上昇することが見込まれる場合には、当該ガス導管事業者による直接のガス供給を認めない。
（＝託送料金が実際に値上がりすることは回避。）

（注）事前認可申請時の審査要領ではなく、小売全面自由化を実施する際に定めることとなる値上げ認可申請時には相当程度の効率化を求める旨を記載した審査要領。

12

①獲得可能量の残余分の2020年度以降の繰越可否及びあらたな二重導管規制のあり方

- 獲得可能量残余分の繰越を含めた、2020年度以降の二重導管規制のあり方については例えば以下のような考え方はどうか。

1. まず、新規参入者の事業予見可能性を高めるため、特定ガス導管事業の届出による需要獲得時点を「届出時点」とすることを明確化する。

2. 次に、一般ガス導管事業者の供給区域ごとに、統計を取ることができる2006年度から2018年度までのネットワーク需要の年平均伸び率をa%として、「3年3a%」を2020～2022年度の3年間の利益阻害性の判断基準（獲得可能量）とする。それ以降も、利益阻害性の判断は当該3年間の期間で想定される最新のネットワーク需要の伸び率で計算することとし、繰越はしない。
 また、新規参入者の事業予見性を高めるため、新たな期間が始まる半年前（9月末）までに獲得可能量を国が求めに応じて開示することとする。

3. その上で、2020～2022年度の3年間については現時点で制度が決まっておらず、上記の予見可能性確保策が整備されていないことから、予見可能性が低い。
 今後、供給区域ごとに獲得可能量を算定することにより、エリアによっては、2020年4月に獲得可能量がきわめて小さく、0（ゼロ）となる供給区域も発生しうるため、特にこのようなエリアでは予見可能性が確保されているとは言い難い状況。そこで、供給区域ごとに獲得可能量を算定する制度に移行することにより、2020年4月からの獲得可能量が2017～2019年度の獲得可能量（4.5%）の残余分未満となる供給区域においては、新規参入者の事業の予見可能性を考慮し、激変緩和措置として、2020～2022年度に限り、当該残余分を獲得可能量とする。

今後の検討事項例

- 今後、例えば以下の事項について検討を深めることとしてはどうか。

新制度の見直しの有無

- 事業者の予見可能性確保の観点からも継続的な制度とすることが望ましいと考えられるが、エネルギーを取り巻く環境が大きく変化している中、熱量バンド制の議論や託送制度見直し等の動向も踏まえつつ、新たな制度開始後３年を目途に、本規制の運用状況（一般ガス導管事業者による導管の整備促進に悪影響を及ぼしていないか否か、託送供給不可能ガスに係る市場ニーズを満たしているか否か等（※））を確認することとしてはどうか。
 （※）第30回ガスシステム改革小委員会において提示された制度の検証項目

ネットワーク需要の算定期間

- ガスシステム改革小委員会においても「可能な限り長期の採録期間を設定することが適当」とされているが、３年間の獲得可能量の算定根拠となるネットワーク需要の伸び率は直近何年分の平均とするべきか。

「届出」の判断基準

- 新規参入者の事業予見可能性を高めるため、特定ガス導管事業の届出による需要獲得時点を「届出時点」と明確化する場合、どのような書類が提出されれば「届出」が行われたと認定するに足るか。

ガスの供給実績がある既存需要に対する利益阻害性の評価

- 既存需要に対してガスの供給実績がある特定ガス導管事業者については、当該需要の規模が、当該特定ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める（利益阻害性の判断を行わない）こととしている。この運用において、ガスの供給実績がある既存需要の規模が、特定ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく増大した場合の扱いについてはこれまで明示的に整理されていなかったところ、需要規模が著しく増大した場合は、ガスの供給実績がある既存需要（利益阻害性の判断の対象外）を除いた部分に対して利益阻害性の判断を行うこととしてはどうか。

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5　事務局資料より抜粋

１⑤　小売全面自由化後４年目以降の二重導管規制について

- 小売全面自由化後３年度間の二重導管規制については、前述の制度とする一方、**小売全面自由化後４年目以降の二重導管規制をどうするかが論点。**
- この点については、**小売全面自由化後３年が経過する日までに、**
 ①前述の制度が、**一般ガス導管事業者による導管の整備促進に悪影響を及ぼしていないか否か、**また、**託送供給不可能ガスに係る市場ニーズを満たしているか否か。**
 ②小売全面自由化後３年度間で、**ガス導管事業者がネットワーク需要の4.5%を獲得していない場合には、４年目以降に残余分を繰り越すことを認めるか否か。**
 ③前述の制度は、ガス導管事業者が獲得することができる既存需要について、ネットワーク需要の4.5%という上限値を設ける制度であるところ、**厳格な審査を行った上で、需要家の利益が阻害されることが見込まれない場合には、上限値を超える既存需要についても、ガス導管事業者による供給を認めるか否か。**
 などの観点から検証し、小売全面自由化後４年目以降の制度を検討することとしたい。

（注）いわゆる二重導管規制は、小売全面自由化後の一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者との関係を規律するものであるが、厳密には、旧簡易ガス事業者を含むガス小売事業者が自ら導管を敷設することにより、一般ガス導管事業者の導管ネットワークを通じてガスの供給を受ける需要家の利益が阻害されることがないかといった論点もあり得る。他方、こうしたガス小売事業者が敷設する導管は小規模であることが一般的であり、現時点では、特定ガス導管事業者によるものほど、当該需要家の利益を阻害することは想定されないことから、ガス小売事業者が行う導管敷設については、二重導管規制に係る判断基準の適用を受けないものとして整理する。（ただし、こうした導管が非常に大規模なものとなり、当該需要家に与える影響が無視できないものとなった場合には、どのような規制措置が適当かを改めて検討することとする。他方、この場合においても、LPガスを供給する旧簡易ガス事業者が敷設する導管の取扱いについては、留意が必要。）

18

（参考）第31回ガスシステム改革小委員会（2016年4月22日）資料3　事務局資料より抜粋

- 他方、①**リーマンショックの影響もあり、平成20年度の全一般ガス事業者のネットワーク需要も平成19年度に比して減少している**ことに加え、②**データの採録期間には、リーマンショックや東日本大震災の発生が含まれているという状況下において、ネットワーク需要の伸びに係る最近のトレンドを把握するためには可能な限り長期の採録期間を設定することが適当**である。
- この点、**ネットワーク需要に係る統計を捕捉することができるのは平成18年度以降**であることから、**「平成18年度から平成26年度まで」の８年度間をデータの採録期間にする**こととし、**この期間における全一般ガス事業者のネットワーク需要の平均伸び率は1.51%**であることから、**「３年4.5%」を原則にするという前回の事務局提案については変更しない**こととしたい。（注２）
- 加えて、**累計ガス販売量（＝都市ガス販売量速報）についても御指摘があった**ところであるが、これは**一般ガス事業者の小売販売量のみを捕捉したデータ**であり、**ネットワーク需要の一部を構成する卸供給量と託送供給量が含まれていない**ことから、**今般の二重導管規制に係る議論の基礎とするデータとしては不適切**である。
- このため、こうした意味においても、前回の事務局提案は変更しないこととしたい。

（注２）平成27年度のガス事業生産動態統計調査の統計データが確定するのは、２年程度の期間を要する。

平成18年度から平成26年度までの全一般ガス事業者のネットワーク需要の平均伸び率

（単位：1億MJ／46MJ）

	18年度	伸び率	19年度	伸び率	20年度	伸び率	21年度	伸び率	22年度	伸び率	23年度	伸び率	24年度	伸び率	25年度	伸び率	26年度	1.5%伸び率
総供給量	341.6	6.80%	365.0	3.64%	351.7	1.33%	347.1	5.03%	364.5	2.25%	373.1	0.73%	375.8	0.04%	379.3	1.12%	383.6	1.51%

5

16

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5　事務局資料より抜粋

１①　二重導管規制に係るこれまでの議論について

託送供給不可能ガスに係る判断基準

		新設導管・既設導管を用いたガス導管事業者によるガスの供給
一般ガス事業者Aの供給区域内	一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要	△（注１） ※原則、国が需要家の利益阻害性を評価。
	新規需要	○（注２）

託送供給可能ガスに係る判断基準

			ガス導管事業者の導管	
			新設	既設
一般ガス事業者Aの供給区域内	一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要		×	△（注３） ※原則、国が需要家の利益阻害性を評価。
	新規需要	一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がある	×	○（注２）
		一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がない	○（注２）	
		一般ガス事業者Aの導管と直着ではない	○（注２）	

（注１）当該既存需要に対してガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該既存需要の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める。（利益阻害性の評価は行わない。）

（注２）「○」としている部分であっても、ガス導管事業者が新規需要を獲得できる保証はなく、単に一般ガス事業者と顧客獲得競争を行うことができるという意味合いにとどまる点に留意が必要。

（注３）当該既存需要に対してガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該既存需要の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める。（利益阻害性の評価は行わない。）他方、そうではない場合には、一般ガス事業者Aの供給区域内における「需要家の利益阻害性」を国が評価することとし、当該需要家の利益が阻害されないと認められる場合に限り、当該ガス導管事業者によるガスの供給を認める。なお、その他のガス導管事業者については、一般ガス事業者の既存導管網の有効利用を図る観点から、引き続きこれを認めない。

3

17

経済産業省

2019年度
第3回業務委員会
資料№2-3

LNG基地の第三者利用に関する検討

２０１９年8月2日

資源エネルギー庁

（参考）第6回ガス事業制度検討WG（2019年2月28日）資料５事務局提出資料より抜粋

検討方針（案）

- ガス小売市場における競争促進のためにガス製造事業者の対象を拡大すべきか、事業者ニーズや新規参入の状況等を踏まえ検討する。
- 検討に当たっては、ガス導管に接続している類型Bの基地を検討対象とし、ガス導管に接続しておらずガス事業上の利用ニーズが生じ難い類型Cの基地は検討対象外としてはどうか。
- 類型Bの基地に関するニーズ調査では、実現可能性のある利用希望者の存否について広く意見を求めるとともに、基地を運用するガス事業者や海外からのLNG調達事業者へのアンケート等により利用希望の実績を確認することとしてはどうか。

ガス受託製造約款策定義務に係るLNG基地の整理（再掲）

類型	ガス導管との接続	貯蔵容量	ガス受託製造約款策定義務	基地のイメージ
A	接続	20万kl以上	有	● 外航船受入の基地
B	接続	20万kl未満	無※	● 外航船又は内航船受入の小規模基地 ● タンクローリー受入のサテライト基地
C	未接続	ー	無※	● 発電事業用の基地 ● タンクローリーへの積替用の基地

※ 適切な条件での第三者利用への対応は、「適正なガス取引についての指針」上の望ましい行為

15

第6回ガスWGでの議論概要（LNG基地の第三者利用関連）

- 第6回ガスWGでは委員等から、LNG基地の第三者利用に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

第6回ガスWGの議論： LNG基地の第三者利用関連

- 事務局の検討方針には賛成。ただし、Bの類型についてLNG船の受入基地とタンクローリーを使ったサテライト基地の利用形態とは異なるため、両者の違いを前提に利用希望を調査してほしい。また、Aの類型に入る基地を保有している事業者には、例えばリロード施設を追加してＬＮＧのコンテナ輸出を始めるといった、天然ガスシフトに資する創意工夫を始めた事業者もおり、オペレーションの違いから第三者利用は難しいということになってくるかもしれないが、天然ガスシフトに資するものとして奨励をしていくべきかもしれない。そのような新しい次元に入っている事業者の扱いについても考慮しながら、Aの類型も調査していただきたい。
- Bの類型に含まれるサテライト基地の開放を求めるニーズがあるかは疑問。
- 実際のガスの卸供給に使用できないCを対象外とする方針には賛成。他方、日本全体のガスインフラを考えれば、ガス導管に接続されない発電用基地を導管網に接続して国のレジリエンスを高めることも重要ではないか。なお、導管接続したことにより基地の第三者利用を求められることが事業者の導管接続のインセンティブを損なうことになってはならない。Cは対象から外すとのことだが、ガスの卸供給に使用可能であるにもかかわらず、ガス導管に繋がっていない電力会社のＬＮＧ基地の使用を求める要求が仮になされる場合は当該要求が認められる道は開かれるべき。ＬＮＧ基地という資源を発電だけに使うことが本当に効率的か、という観点から、ガスパイプライン網に合理的な者は繋がることを後押しする制度設計とセットでなければ、Cを対象から外すことの弊害が大きくなる。
- 基地の第三者利用は、エネルギーセキュリティー、国家エネルギー戦略と表裏一体で考えるべき。外資が入ってくることも含めて、日本のエネルギーセキュリティを十分に考えた上で基地の第三者利用を議論するべき。
- 事業者ニーズの調査をする際には、利用希望の有無だけではなく、利用を希望する根拠、計画まで把握し、真に事業者ニーズがあるのか、確認してもらいたい。【オブザーバー】
- 第三者利用の利用申請は複数行われたものの基地利用の実績が存在しない点について、個別事例であるため難しいかもしれないが、ヒアリングを実施し、事業者の申請内容、利用に至らなかった理由を明らかにしていただければ今後の課題発見に資するのではないか。

ＬＮＧ基地の第三者利用ニーズに関する調査項目

- 「ガス導管に接続している貯蔵容量が20万kl未満のLNG基地」の利用ニーズを調査すべく、以下の項目について船舶でLNGを受け入れる基地、サテライト基地それぞれに関して経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイト等を通じてアンケートを2019年6月5日～7月4日の期間で実施した。
- アンケートと並行して、全国の旧一般ガスみなしガス小売事業者に対してLNG基地の利用の申出あるいは利用の問い合わせを受けたことがあるかどうかにつき2019年6月14日～7月5日の期間でガス事業法に基づき報告徴収を実施した。

【アンケート調査項目】

- 都市ガス導管と接続する貯蔵容量が20万kl未満の、船舶でLNGを受け入れる他社のLNG基地／タンクローリーでLNGを受け入れる他社のLNG基地を、LNGの貯蔵及び都市ガス製造のために第三者利用したいか
- （利用したい場合）利用目的、利用したい具体的な基地、利用したい具体的な基地の運営者、規模（kl）、利用時に基地へ預ける予定のLNG量（kl/年）、LNGの調達及び基地への輸送の方法とその成立目処
- （利用したい場合）これまでに利用を希望する基地へ第三者利用を申し出たことがあるか、利用申出の結果、利用が実現しなかった理由
- （申し出をしたことがない場合）これまでに利用を希望する基地へ第三者利用について問い合わせたことがあるか、問合せの結果、利用申出に至らなかった理由、第三者利用の問合せを行わない理由

ＬＮＧ基地の第三者利用ニーズに関する調査結果

- 利用ニーズアンケートには41件の回答があった。その結果、**船舶でLNGを受け入れる基地についての具体的な利用ニーズは聞かれなかった**。一方、**サテライト基地の利用**について、**現時点では具体的なニーズはないが今後の事業展開を見据えて利用を具体的に検討する可能性がある回答が２件あった。**
- アンケートと並行して実施した報告徴収では、船舶でLNGを受け入れる基地、サテライト基地ともに、事業者から**LNG基地の利用の申出あるいは利用の問い合わせを受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者は存在しなかった**。

利用ニーズに関するアンケート回答の特徴（41件　内訳）

	回答者数	うち、小売登録済みの事業者比率
旧一般ガス事業者	8	100%
旧ガス導管事業者	3	100%
LPガス事業者	9	100%
旧一般電気事業者	8	75%
LNG輸入事業者	4	0%
その他	9	78%

調査結果を踏まえた今後の対応方針（案）

- 今回のアンケートと報告徴収結果により、ガス製造事業に該当しないLNG基地について、具体的な利用の申出あるいは利用の問い合わせが行われた事例はなかったことが分かった。他方で、一部事業者は利用に興味を有していることが分かった。
- 現行の「適正なガス取引についての指針」では、法定LNG基地に該当しないLNG基地について、第三者から利用の申出を受けた場合には、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件で応じることが望まれるとされていることから、まずは本指針に基づき事業者間の相談が進むことが期待される。
- 今後、具体的な相対交渉や利用希望者の事業計画の事例が蓄積する中で、指針以上の制度的措置を講じる必要性が認められた場合には、具体的な措置を検討することとしてはどうか。

＜適正なガス取引についての指針（2017年2月6日）抜粋＞
Ⅲ 製造分野における適正なガス取引の在り方
１ 考え方
（１） ＬＮＧ基地の第三者利用
③ 法定ＬＮＧ基地に該当しないＬＮＧ基地（以下「その他ＬＮＧ基地」という。）を維持し及び運用する事業者（以下「その他ＬＮＧ基地事業者」という。）は、ガス事業法に基づくガス受託製造の義務が課せられるものではないが、ガスの卸売市場の活性化を図る観点から、第三者から自己が維持し及び運用するその他ＬＮＧ基地の利用の申出を受けた場合には、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件で応じることが望まれる。

経済産業省

2019年度
第3回業務委員会
資料№2-4

スタートアップ卸に関する受付窓口設置状況

２０１９年8月2日

資源エネルギー庁

スタートアップ卸に関する受付窓口設置状況

- ガスシステム改革の目的に資する事業者の、特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援するための都市ガス卸供給促進の趣旨を踏まえ、卸元事業者の対象となる第１グループ・第２グループの旧一般ガス事業者は、2019年7月中にスタートアップ卸専用の受付窓口を設置済であり、各社HPでの公開を行っている。
- 各社、2020年3月までの卸供給開始に向けて準備を進めているところ。

		窓口設置部署
1G	東京ガス	ワンタッチ卸取引グループ
	東邦ガス	営業計画部 G&P販売企画グループ
	大阪ガス	リビング事業部 スタートアップ卸担当

		窓口設置部署
2G	北海道ガス	エネルギー企画部 エネルギー企画グループ
	仙台市 ガス局	総務部 経営企画課
	静岡ガス	経営管理部 アライアンス推進担当
	広島ガス	お客さまセンター
	西部ガス	経営企画部
	日本ガス	営業企画グループ

＜参考＞各社の受付窓口のHP公開状況　1／3

＜東京ガス＞



＜東邦ガス＞



＜大阪ガス＞



＜参考＞各社の受付窓口のHP公開状況　2／3

＜北海道ガス＞



＜仙台市ガス局＞



＜静岡ガス＞



＜参考＞各社の受付窓口のHP公開状況　3／3

＜広島ガス＞



https://www.hiroshima-gas.co.jp/gas/ryokin/other.htm

＜西部ガス＞



http://www.saibugas.co.jp/profile/consignment/index.htm

＜日本ガス＞



https://www.nihongas.co.jp/company/clause/system.html

ガスの小売供給契約及び需要家代理契約に当たり注意すべき事項例（案）

令和元年●月●日

ガス小売事業者各位

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

１．本事務連絡の位置付け

ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第２条第１項の小売供給に係る契約及び需要家代理モデル（※１）における需要家と代理事業者の代理契約（以下「需要家代理契約」という。）については、消費者契約法（平成１２年法律第６１号）が適用される可能性がある。

本資料は、消費者庁が公開する消費者契約法の逐条解説（※２）を踏まえて経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室が整理した、ガスの小売供給契約及び需要家代理契約に当たり消費者契約法関係で注意すべき事項例である。

関係各位においては、消費者トラブルを防止するために、消費者に対して不当な勧誘行為がなされたり、不当な契約条項を用いられたりすることがないよう留意されたい。

（※１）需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行ったり、代理サービスを他のサービスとセットで提供したりする需要家代理モデルが想定される。需要家代理モデルのガス小売事業に係る注意事項はガスの小売営業に関する指針を参照されたい。

（※２）　消費者契約法上の「消費者」「事業者」の定義や各条文の解釈の基本については、消費者庁のホームページに掲載されている逐条解説を参照されたい。

２．消費者契約に関する留意点

①ガス小売事業者と消費者との間で締結されるガスの小売供給契約、及び②ガスの需要家代理人となる事業者と消費者との間で締結される需要家代理契約には、消費者契約法の適用があると考えられる。その場合、事業者は、勧誘に際して以下の点に留意されたい。

（１）小売供給契約について

ガス小売事業者が小売供給契約の締結について消費者の勧誘をするに際し、消費者に対して、当該小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件を告げなかったことにより、消費者が、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件が存在しないとの誤認をし、それによって当該小売供給契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、消費者契約法第４条第２項の規定に基づき、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性がある。

ガス小売事業者はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない、ガス小売事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない、又はガス小売事業者に故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わないといった条項は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除する事項」に該当し、消費者契約法第８条第１項第１号及び第３号の規定に基づき、無効となることとされている。

ガス小売事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該ガス小売事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、消費者契約法第８条の２の規定に基づき、無効となることとされている。

消費者が小売供給契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項が小売供給契約に含まれており、解除に伴う解約料の金額が当該事業者に生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、消費者契約法第９条第１号の規定に基づき、無効となることとされている。

このほか、消費者契約法の適用がある場合は、勧誘に際して、

①重要事項について事実と異なることを告げること、

②消費者（被害者）が、事業者に退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず退去しないこと

など、ガス小売事業者の不当な勧誘行為があれば、消費者は、締結された契約を取り消すことができることとされている。

また、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重するものであって、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項などの不当な契約条項は無効となることとされている。

さらに、上記のように、事業者により不当な勧誘行為がなされていたり、不当な契約条項が用いられていたりする場合には、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体が、その差止めを求めることができることとされている。

（２）需要家代理契約について

代理事業者が代理契約の締結について消費者の勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料を告げなかったことにより、消費者が、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、消費者契約法第４条第２項の規定に基づき、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性がある。

代理事業者はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない、代理事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない、又は代理事業者に故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わないといった条項は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除する事項」に該当し、消費者契約法第８条第１項第１号及び第３号の規定に基づき、無効となることとされている。

代理事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該代理事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、消費者契約法第８条の２の規定に基づき、無効となることとされている。

消費者が代理契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項が代理契約に含まれており、解除に伴う解約料の金額が当該事業者に生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、消費者契約法第９条第１号の規定に基づき、無効となることとされている。

消費者が代理事業者を通さず、ガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項が代理契約に含まれている場合、消費者にとって誰と契約するかは本来自由であるにもかかわらず、契約相手の選択の自由を制限している点で「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当し、消費者契約法第１０条の規定に基づき、無効となる可能性がある。

契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として、長期間にわたり消費者を拘束する条項が代理契約に含まれている場合、当該条項は、「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当し、消費者契約法第１０条の規定に基づき、無効となる可能性がある。

このほか、消費者契約法の適用がある場合は、勧誘に際して、

①重要事項について事実と異なることを告げること、

②消費者（被害者）が、事業者に退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず退去しないこと

などの需要家代理人となる事業者の不当な勧誘行為があれば、消費者は、締結さ

れた契約を取り消すことができることとされている。

さらに、上記のように、事業者により不当な勧誘行為がなされていたり、不当な契約条項が用いられていたりする場合には、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体が、その差止めを求めることができることとされている。

以上

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

「ガスの小売営業に関する指針」を改定しました

2019年9月30日

▶エネルギー・環境

【2019年10月2日発表資料差し替え】「ガスの小売供給契約及び需要家代理契約に当たり注意すべき事項例」に関する資料を追加しました。
本日、経済産業省は、ガス事業制度検討ワーキンググループでの議論を踏まえ、「ガスの小売営業に関する指針」を改定しました。

1．概要

本指針は、ガスの小売全面自由化に伴い、ガスの需要家の保護の充実等を図るため、ガス小売事業者による需要家への適切な情報提供の方法等について示すものとして平成29年1月に制定されました。

今般、ガス事業制度検討ワーキンググループでの議論を踏まえ、パブリックコメントを実施した上で、一括受ガスが許容されない理由の補足説明や、需要家代理モデルの活用における需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為等に関する改定を行いました。

関連資料

- 新旧対照表（PDF形式：720KB）
- ガスの小売営業に関する指針（PDF形式：944KB）
- ガスの小売供給契約及び需要家代理契約に当たり注意すべき事項例（PDF形式：143KB）

担当

資源エネルギー庁 ガス市場整備室長 下堀
担当者：川越、西田

電話：03-3501-1511（内線 4751～4756）
03-3501-2963（直通）
03-3580-8541（FAX）